

兵庫県立大学規程第 62 号

学術総合情報センター運営委員会図書部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学術総合情報センター運営委員会規程（平成 16 年兵庫県立大学規程第 61 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、学術総合情報センター運営委員会図書部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術総合情報センター（以下「センター」という。）の図書部門の業務に関すること。
- (2) 図書部門に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) その他部会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学術情報館長
- (2) 事務局課長（学術総合情報・応用情報担当）

(部会長)

第 4 条 部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、センター長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員その他議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地区別部会)

第 6 条 神戸地区、神戸学園都市地区、姫路書写地区、播磨科学公園都市地区、姫路新在家地区及び明石地区に、当該地区における図書部門に関する事項について審議することを目的とする部会（以下「地区別部会」という。）を置く。

- 2 地区別部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、事務局課長（学術総合情報・応用情報担当）で行う。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。